

第20回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年1月30日(水)午前10時～正午

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

石原直樹, 伊藤光子, 木村繁, 小松弘子, 佐々木博子, 佐々木有紀, 田中伸一, 平野大輔, 福士利博

(説明者)

網島公彦秋田地方裁判所民事部裁判官, 星和伸民事首席書記官, 品川幸樹刑事首席書記官, 八巻孝総務課長

(事務局)

近藤好美事務局長, 星和伸民事首席書記官, 品川幸樹刑事首席書記官, 角掛孝市事務局次長, 八巻孝総務課長, 松田将高民事訟廷管理官, 中島光彦総務課課長補佐, 武藤哲仁総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 委員長挨拶

(3) 協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況について」

(ア) 基調説明

品川刑事首席書記官が「裁判員裁判の実施状況」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判所利用者に対するアンケートについて」

(ア) 基調説明

八巻総務課長が「裁判所利用者に対するアンケート」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「DV事件の現状について」

(ア) 基調説明

綱島裁判官が「保護命令事件(DV事件)の概要」について説明した。

(イ) 基調説明

星民事首席書記官が「保護命令事件(DV事件)の申立件数の推移、関係各機関との連携」について説明した。

(ウ) 意見交換

別紙の3のとおり

(4) 次回開催日時・議題

追って調整する。

(5) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局、 は説明者の発言)

1 裁判員裁判の実施状況について(議事概要4の(3)のアの(イ))

前回の地方裁判所委員会において、裁判員選任手続に出頭した裁判員候補者の方から、別室で行う抽選方法について不透明感があるというお声があったことを委員より御報告いただいた。この御報告を受けて、前回の地方裁判所委員会以降の裁判員選任手続においては、オリエンテーションの段階で、別室においてパソコンによる無作為抽選を行っている旨の説明をし、そういった疑問を少しでも解消するよう努力したので、この点を補足して説明する。

検察官として直近の裁判員裁判に関与したが、選任手続にかかる全体の時間が以前より確かに短縮されているという感想を持っている。選任手続を行う部屋にいる方はいろいろやることがあるが、そうでない方々にしてみれば、待っている時間は長く感じるだろうと思うので、その時間が短縮されることは望ましいことだと思う。

私は弁護士として裁判員裁判を担当していないので分からないところもあるが、今後とも裁判員となられる方たちの負担をできるだけ軽くする工夫をしていただきたいと思います。

先ほど事務方から、前回の地方裁判所委員会以降の3件の裁判員裁判事件の説明と併せて、今年(平成25年)の1月から12月までの間の裁判員候補者として名簿に登載された方々にお送りした名簿記載通知等についての説明もあったが、この点につき何か御意見、御感想はあるか。ちなみに、秋田県の場合だと1200人の方を1年間裁判員候補者名簿に登載して、それぞれの事件ごとに約80人をその名簿から抽選で選び、実際の事件の選任手続に出頭してもらう。80人の中で辞退される方などもいるので、実際に裁判所に出頭される方は25人から30人を少し超えるくらい的人数で推移しており、その中から裁判員6人と補充裁判員を大体2人選んでいる。

裁判員 6 人と補充裁判員を事件や期日の長短に応じて 2 , 3 人となることもあるが通常は 2 人選任するので , 合計 8 人必要となる。それに加えて , 検察官 , 弁護士双方に理由を付さないで不選任にすることができるという理由なし不選任の権限がそれぞれ 5 人を上限に認められている。そうすると , 実際に選ばれる方と不選任の対象になりうる可能性のある方とで , 最低限 1 8 人の方の出頭が必要になる。それから当日にも色々な事情から辞退を希望される方がいるので , 裁判所としては 2 4 , 5 人くらいの出頭がないと不安がある。実際直近の裁判員裁判では当日に 5 人の方から辞退の申し入れがあった。出頭される人数は 2 0 台の後半くらいが適正であると考えている。

前回 , 追加選任をしたが , これは呼出状の返送期間を過ぎてある程度経った段階で少し人数が足りなかったので 3 0 人を追加選任したものである。その結果最終的に出頭した人数は 2 5 人となった。追加選任を決定した段階では 1 8 人を下回る人しか出頭が見込めなかったので , 追加選任をしたという次第である。

すごく初歩的ではあるが , 一般市民として名簿記載通知が届く立場から , 自分が届いたらどう思うかという観点で述べたい。まず , 名簿記載通知が届いたら調査票に記入して返送することになると思うが , 調査票の回収率は 1 0 0 パーセント近くなのか。というのは , 調査票を返送しなければ呼び出されることもないのかなとも思ってしまう。調査票を返送するのは一般市民の義務とは思いますが , この点如何か。

また , 私はいまだに仮に選ばれたときに , どの程度のことまでは言って良くて , どこまでは言うてはいけないのか悩むところがある。例えば , 名簿に載りましたというお知らせがきた時点で , 1 年間名簿に載っているので , もしかしたら急に仕事を休む可能性があるかもしれないということを職場に言っても大丈夫なのか , その点についても教えていただきたい。

当庁では 1 2 0 0 人に発送してそのうち約 4 8 0 人から調査票が返送されている。全国的にみると , 約 2 5 万 9 2 0 0 人のうち約 9 万 2 0 0 0 人が調

査票を返送しており，名簿全体の約35.5パーセントの返送率となっている。秋田もほぼ全国と同程度の割合と考えている。

調査票の返送については，法律上義務付けられているものではない。できるだけ辞退事由に該当する方については返送をお願いし，負担を軽減するためのあらかじめの情報収集という意味で行っており，必ず御提出をお願いするという説明はしていない。辞退事由に該当しなければ提出しないことになろうかと思う。ただし，実際の裁判が係属してあらかじめ事情をお聴きする質問票については必ず提出していただくことになる。

調査票の3頁目に説明があるが「以下の事由に当てはまらない方は，ご提出いただく必要はありません」と記載がある。この調査票自体が，裁判員になることができない，或いは裁判員を辞退したいという方に提出をお願いするものとなる。調査票を提出したからといって常に辞退が認められるわけではないが，調査票を提出されなかった方は特に辞退事由がないものとして考えることになる。

調査票について誤解していた。ただいまの説明で理解した。

事務局から，返送があった調査票を調査分析しているという説明があったが，辞退事由の1番から6番までに該当するかどうかを全てチェックして振り分けている。その中で6番の「ご自身の重い病気又はケガ」という部分は判断が難しい。精神的な面も含めて出頭が大変だろうという記載をされてくる方もいるが，資料の添付がされていない場合とか，何とかお願いすることができるのではないかと裁判所で判断できるようなケースもあり，そういうものを調査したりしている。

また，裁判員になることが特に難しい月，これを困難月と呼んでいるが，困難月についても提出者御自身の判断と裁判所の判断が必ずしも一致するわけではないので，調査分析をして，以後呼び出さない措置をする人と呼び出す人との選別する作業を行っている。

名簿記載通知が届いた場合，職場の上司などにあらかじめ伝えてもらって

構わない。名簿記載通知には『よくわかる！裁判員制度Q & A』という小冊子が同封されており，その中にも職場の上司に名簿に登載されたということも言っても構いませんという説明が詳しく掲載されている。それを御覧いただければ，ある程度具体的なケースの説明はされている。

ある新聞で，秋田地裁は1200人が名簿に登載されたという記事を読んだ。その記事によると，これは有権者763人に1人の割合ということで秋田地裁は全国の裁判所で最も少ないということであった。この1200人の名簿記載者数の算出にあたり何か基準はあるのか。

裁判員候補者は衆議院議員の選挙人名簿に基づいて選ばれているので，選挙人名簿に登載されている人のうち裁判員候補者名簿に登載されているのは何パーセントにあたるかが数値として出てくる。秋田県の場合にはそれが全国で1番低い数値となっているという記事であったが，秋田県の名簿登載者数である1200人という数字の決定にどのような考慮が働いているのか説明していただきたい。

1200人という数字は，何年か前からの裁判員裁判事件の件数をもとに，それにある程度余裕を持たせたものである。秋田地裁は3年目の見直しの際には14，5件くらい，年間にして4，5件くらいの件数があったが，それをある程度上回る数の起訴があった場合でも名簿が対応できるよう幅を持たせた人数ということで1200人という数字を決定した。

過去の事件数等の傾向を前提に，それにある程度の余裕を持たせて，1200人であればまず大丈夫だろうという考えとのことである。ちなみに3年目の段階で，秋田地裁での裁判員裁判の一番最初からの累計件数はいくつか。

13件となっている。

これは全国の裁判所の中で下から数えて3番目の数となる。一番少なかったのは松江地裁，その次が鳥取地裁で，3番目が秋田地裁ということである。したがって，秋田県は裁判員裁判の件数が極めて少ないということになる。

先ほどの，1200人の数字の決定の説明について，3年目を超えた昨年

(平成24年)5月21日以降を基準とすると、昨年は裁判員対象事件が6件起訴され、若干上回ったペースになっているということ、起訴されてから実際に裁判員裁判を行うまでに、公判前整理手続等の準備の手続があって、新しい名簿を調製するとき未済件数として残っているものは、実際の年間の件数と必ずしも一致しないということもあるので、そういうところも考慮したというのが正確な説明となる。

5,6年前だと思うが、私の地元で裁判員制度のDVDを視聴した記憶がある。DVDは、裁判員裁判の手続の流れをドラマ仕立てにしており、すごくわかりやすく良いと思った。現在、裁判員になった方へこのような研修は行っているのか。

また、調査票の3頁目に、「平成25年1月1日現在、70歳以上である」という質問があるが、この意味がよくわからない。70歳以上でも学識のある人はいる。

70歳以上で、かつ辞退を希望するという2つの要件があれば、法律上辞退が認められるということである。70歳以上でも元気な人はたくさんいるので、辞退の意志のない方については、裁判員として活躍していただきたい。

法律上70歳以上の人については、その人の選択によって裁判員を辞退することもできるし、裁判員をやりたいという人はやることもできる。調査票もそれに合わせて「平成25年1月1日現在、70歳以上である」という文言の上のところに、「辞退を希望する場合には、当てはまる番号に をつけ」と書いてあり、ここに丸を付けて提出する人は70歳以上でかつ辞退を希望する人となる。もし、70歳以上であっても私は辞退はしませんという人は丸印を付けないか、調査票を返送しないということで、やりたいという意志を表していただければと思う。法律上70歳の方は御自分の選択で、辞退もできるし、やることもできるので、裁判所としてはそれに合わせてこのような調査票を作成していることになる。

研修用DVDの視聴を含めた研修を、裁判員候補者名簿に登載された方々

或いは実際に裁判員になられた方々に行っているかという点についてはどうか。

例えば，出前講義とって，裁判員制度についての説明を聞きたいという申出があれば，それを受けて実際に職員が出向き説明をするという活動を行っており，直近では横手市役所から依頼があって説明を行った。私も秋田市役所に行って説明をしたことがある。他にも地域のコミュニティセンターに行ったりして説明をしている。その際には広報用DVDがあるので，こちらを観てもらい，実際に模擬評議をやってみたりして，制度の理解を深めてもらっている。

それから法廷傍聴兼説明会というものもやっている。実際に裁判を傍聴していただき，その上で裁判員制度の説明を聞きたいという御希望があれば，総務課が窓口となって受け付けていて，事件を担当する刑事部と連携をし，ビデオを観ていただいたり，法廷見学をしていただいた上で説明をしている。

ただいまの説明は一般向けの話となるが，実際に候補者名簿に登載された方々，或いは実際に事件で出頭された方々に対しても行っているのか。

実際に裁判所に出頭された際には，趣旨説明としてオリエンテーションという時間がある。お配りしたプレスリリースメモの表にも記載があるが，始めに裁判員手続の概要等について説明をして，広報用DVDを観ていただきながら，制度を理解をしていただいた上で，更にその事件についての概要等について説明をしている。

2 裁判所利用者に対するアンケートについて(議事概要4の(3)のイの(イ))

私の聞いているところでは，アンケート活動はこの地方裁判所委員会で議論が出てそれで実施されたということである。こういうアンケートをとることは非常に大事なことだと思う。アンケートを毎年実施しているとすれば，地方裁判所委員会も必ず毎年開かれるので，アンケート結果を委員会に報告していただくということも必要と思う。こういう形でアンケートが実施されていることがわかったので，アンケートが何件くらいあって，内容がこうだ

ったという報告をしていただくと、委員会もそれを前提にして意見が出しやすいのではないかと思う。アンケートの件数が20件弱ということであるが、それを少しでも多くするように、できるだけ利用しやすくするような工夫を今後も続けてもらえればと思う。

アンケート結果の概要の説明については、少し検討させていただきたい。アンケートの件数が秋田管内の裁判所で20件というのはいかにも少ないのではないかということだと思うが、アンケートの件数を増やす努力や方策についても考えさせていただきたい。

裁判所を利用する人の立場からすると、例えば調停の申立人や相手方が待つ待合室が結構狭い。これは予算の問題もあるので、広くしてくださいと言って、すぐに広くできますということではないが、相当狭い部屋である。また、弁護士と依頼者が裁判所内で相談しようとするすると相談する場所を探すのがなかなか難しく、場合によっては廊下の片隅で相談することもある。いま病院などは待合室はホテルのようになっていて、そこまですることはできないかもしれないが、裁判所を利用する方々は別に悪いことをしているわけではない。必要があって来る方々に対して、施設面など使い勝手が悪いと感じるところがある。利用者から狭いという意見が出ていないのかなといつも感じているのだが、私からすれば、こういう狭いところで待つのはおかしいという意見があってもおかしくないと思う。ところがそういう意見がないということは、利用者の意見が出にくいのではないか。もっとアンケートを利用しやすいよう工夫をしてもいいと思う。20件ではちょっと少ない。20人くらいしか意見がないのかなと不思議に感じたので色々な工夫をしていただければと思う。

一般の者からすると、お役所だからものを言いにくいという気持ちもあるのではないか。例えば、傍聴しに来た人にアンケート用紙を配布したりすればアンケートを書いてくれる人もいると思うが、どうか。

まさにそこはアンケートを広く集める工夫の一つだと思う。即答できかね

るが、あらゆる方法を考えていきたい。

他の公的機関の委員をやらせてもらっているが、最近はや所関係も随分オープンになってきており、その場合こういうアンケートの結果は必ずこのような場で報告される。このように指摘されたことをこういう風に解決しています、という形でやっている。あまり身構えなくとも、恐れずにやってみたら良いと思う。

灯台もと暗しで、意外と意見が出てくるのは、場所がわからないということである。お年寄りや、はじめて来庁する方にはそもそも所在地がわからない。アンケートの中に「裁判所の所在地はわかりましたか？」という質問を入れてみたらどうか。

この御意見も検討させていただきたいと思う。

3 DV事件の現状について（議事概要4の（3）のウの（ウ））

DVとは一般的に男性から女性への暴力を考えているが、最近マスコミ等で女性から男性への場合もあると聞いている。秋田の場合はどうか。

秋田地裁本庁の場合、男性から申立てがあった事件は、平成15年、16年、20年、22年に各1件ずつある。平成21年には2件あり、合計で6件の申立てがある。このうち、平成20年の1件、平成21年の2件の合計3件について保護命令が発令されている。

気の強い女性もいて、特に若い世代でいえば、女性だけが被害者というわけにもいかななくなっている気がする。

DV、特に配偶者間のDVというのは昔からあったであろうが、関係機関が連携して防止しよう、被害者を保護しようということを目指してDV法ができており、裁判所もその中に入って一定の保護命令を出すという制度が作られている。例えば、その保護命令の内容は実際に実効性があるのか、という疑問を感じられることはあるか。あるいは皆様方の立場でDVの問題について相談を受けた、どうすればいいのかということ調べたという経験がある方もいるかもしれないが、そういった経験も踏まえて何か御意見はあるか。

自分の固定観念なのか，DVと言うと男性の女性に対する暴力というように捉えてしまう。DVには身体的暴力だけではなく，精神的，経済的，性的という暴力も含まれるのか。

裁判所の出す保護命令の対象は，直接的な暴力の他に，言動として脅迫というものもあるが，それは生命身体に対して危害を加える，例えば「殺してやる」などの脅迫を対象にしている。過去に暴力を振るってなくても，日常的に「殺してやる」と暴言を吐いていると，この人は時と場合によって本当にやりかねないと判断されれば保護命令が出されることになるが，「誰が食わしてやっていると思ってるんだ」というようないわゆる人格否定的な暴言については，保護命令事件の対象にはなっていない。

殴る蹴るというのは確かに男性に多い。ただ，男性が申立てはしていないが，実際に相手方審尋で聴いてみると，暴力を振るったことは認めるが，その前に女性の方が包丁を持ち出してわめき立てていたということはある。

件数について，例えば人口比率からみて，若しくは結婚している数から，割合的に高いのか低いのかを教えてもらいたい。仮に低いということであれば，保護命令という手続が利用しにくくなっているということもあるのではないか。

統計があるわけではないので，感覚的な回答にならざるを得ないが，如何か。

全国的な統計は把握していないが，印象としては少ないのではないかと思っている。保護命令は裁判所の手続の中でもかなり利用しやすい手続なので，件数が少ない原因については，ひょっとしたら県民性かもしれないし，なかなか相談しにくい性質の事件で，こういうことを相談することは恥ずかしいことではないという意識が秋田県の場合十分広がっていないこともあるのかもしれないが，はっきりとしたことはわからない。件数として少ないという印象は確かにある。

ある新聞の記事で，警察へのDVの相談件数が295件ということで過去

最多ということを読んだ。相談件数が295件に至っている中で、顕在化していない事件もあるのではないかと。裁判所の申立件数には反映されていないが、DVは増えつつあって、社会問題になっているのではないかと考えている。

秋田の件数は少ないのではないかと印象はあるが、例えば仙台の裁判所と比べて秋田の裁判所が申立てをしにくいかというと、そんなことはないかと思う。

証拠が少ないという問題もあるが、少なくとも裁判所側では、証拠もないのにこんな申立てをしてという対応は一切していない。確かに証拠がないことで悩むことは多いのだが、相手方審尋で認めることもあるので、申立てがあった以上、申立人の話を聴いて、相手方を呼び出すということになる。もちろん、相手方から徹底否認されると証明ができないということになり、発令がされないということもあり得るが、少なくとも事前に申立てを制限するようなことはしていない。

終局事由の数字をみると、発令と取下げで全てとなっているが、それ以外の終局事由はないのか。

この統計から少し外れるが、以前、秋田管内のある支部の事件で却下したことはある。これは暴力の証明がないし、今後暴力があることの証明もなされておらず、正直、今後の離婚調停を有利に進めるためのアクションに過ぎないのでないかという印象を持った事件である。そういった事件については、申立人審尋の段階でいろいろ話をし、申立ての趣旨、保護命令の趣旨等を説明する。相手側が徹底否認となれば、再度申立人を呼んで、相手方からはこういう話があったが、実際はどうなのかというように話を聴くこともある。最終的に申立人の方がこれは発令が難しいのかなと考え、却下決定を出されるよりは自分から申立てを取り下げるということも多くあり、却下の数は少なくなっていると思う。

ある程度裁判所の心証を開示した場合に、取り下げがされることがあると

ということのようである。

DVはよく話題になるので大変勉強になった。事実婚の場合は対象になるという話だったが、若い人を見ていると、結婚でもなく事実婚でもない、お付き合いをしている段階で、内容としてはDVに近いことがあるのではないかと思えることがあるのだが、そういう場合はこの法律は適用されないのか。

事実婚は含まれるが、事実婚といえる状態か、そこまで行っていない状態かということは、判断が難しい。現実には悩ましい事案はあまりなくて、私自身も事実婚の申立てを経験したことはない。一般には単に同棲しているというだけでは事実婚とは言わず、婚姻届こそ出していないが、社会的には夫婦として認知されているというものが事実婚の範囲となる。いわゆるデートDVは対象になっていない。別れた後につきまとわれてとなると、ストーカー規制法の対象になってくると思う。